

令和2年度 外国人介護人材受入れに係る検討会 開催概要

■開催日：令和2年11月5日（木）15：00～17：00

■会場：京都ガーデンパレス「鞍馬」

■欠席委員：榑田委員、小林委員、荻野委員

■事務局：京都府健康福祉部 浅山副部長

地域福祉推進課 神田課長、永井参事、安部主幹、伊勢田主事

■京都府外国人介護人材支援センター 山崎所長、野々口課長

■オブザーバー：安里氏、安部氏

■内容

1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員等を報告
座長選出（新井委員に決定）

2 令和元年度外国人介護人材の受入れに係る意見取りまとめについて

3 外国人介護人材の府内在留状況について

- ・外国人介護人材受入の仕組み
- ・外国人介護人材の府内在留状況
- ・京都府内の監理団体について

4 外国人介護人材の動向について

5 令和2年度京都府外国人介護人材関係事業について

- ・京都府外国人介護人材支援センターの概要及び取組みについて

6 令和3年度京都府外国人介護人材関係事業について

7 閉会

■議事概要

2 令和元年度外国人介護人材の受入れに係る意見取りまとめについて（説明：事務局）

●意見等

なし。

3 外国人介護人材の府内在留状況について

- ・外国人介護人材受入の仕組み
- ・外国人介護人材の府内在留状況
- ・京都府内の監理団体について

●意見等

- ・外国人介護人材の府内在留状況について、就労先の分野はどうか。（山岸委員）
- ・実習・就労先は、病院が多いのか。（新井座長）
- ・府内の技能実習生計画は229件。内病院は27件、老健及び医療院は44件。（事務局）

- ・技能実習計画の内、来日している技能実習生の人数はどうか。(山田委員)
- ・府内で技能実習生を受入れている77事業所にアンケートを実施したところ、77事業所のうち55事業所130人の外国人材が来日している。実習生の来日が完了していない事業所は、22事業所であり、実習生数は56人である。(山崎所長)
- ・京都府内には、介護分野に係るに監理団体が5団体あり、マッチングの実績があるのは2団体とのこと。府内の事業所の多くが他府県の管理団体を利用しているようだが詳細はいかがか。(溝口委員)
- ・229件の技能実習計画の内、京都府に所在する監理団体による計画は9件。最多は大阪府の105件。次で滋賀県の17件、兵庫県の16県、奈良県の8件。その他は、東京都や福岡県、広島県の監理団体が利用されている。(事務局)
- ・京都府に所在する監理団体が他府県の事業所に人材を紹介することもあるのか。(溝口委員)
- ・他府県の事業所に紹介することも可能である。技能実習生に係る情報は、国の資料で把握することができる。(事務局)
- ・例えば、東京都の監理団体を利用する場合も定期的に訪問があるのか。(新井座長)
- ・定期訪問が決まりとなっている。(事務局)

4 外国人介護人材の動向について (説明：安里オブザーバー)

●意見等

- ・介護以外の業種の技能実習生が、特定技能へ移行する事例の紹介があった。特定技能は登録支援機関との関わりが必須ではないが、外国人個人が直接事業所等と接触することは難しいと思う。ブローカー等の介入があるのか。(山田委員)
- ・監理団体と登録支援機関の両方を実施する業者があり、外国人材を集めて特定技能を受験させているという話もある。紹介料が20万円というケースもあるようだが、詳細は不明である。実習生本人では事業所との交渉は難しいため、業者が動いていると聞いている。(安里オブザーバー)
- ・外国人材は優秀な人が多いと聞く。外国人材の障害分野への誘導策はあるか。(樋口委員)
- ・EPAに係る外国人材の評価は非常に高い。受入れ事業所において、外国人材の受入れにより、支援の質が上がったという調査結果もある。技能実習生の支援の質を担保するにはEPAと同じように周りのサポートが必要だと考える。(安里オブザーバー)
- ・送り出し機関は、監理団体と繋がりのある機関となり、選ぶことができない。国や機関によって特色があると思うが、情報収集はどのように行うべきか。(余田委員)
- ・監理団体も取引できる送り出し機関の数が決まっており、例えばベトナムでは3社である。ベトナムは、実習生本人の金銭的負担は高いが、設備投資が比較的充実している。対極にあるのがフィリピンで、実習生本人の負担は少ないが、日本語教育施設は脆弱である。ベトナムは、政府と送り出し機関が一体となっているので、その気になれば、人材を多く確保できる。フィリピンは、送り出し機関と政府の関係が良くないので、手続きに非常に時間がかかる。お勧めの送り出し機関、国については、一概に説明が難しい。

今後も調査を継続したい。(安里オブザーバー)

- ・期待賃金と実際の賃金の差が生まれる理由は何か。(新井座長)
- ・事例の多くは、税金の問題かと思われる。もう一つは、多くの人を引きつけるために、送り出し機関が高い金額を提示していること。また、日本側の問題としては、景気の波により、残業の有無によって誤解が生じている。多くは、期待賃金よりも賃金が低いことである。もちろん中には悪質な内容もある。(安里オブザーバー)
- ・外国人介護人材によるケアの評価はどうか。(荒牧委員)
- ・外国人介護人材のケアについて、一律に良い、悪いはない。それぞれの事業所で必要なプロセスを踏まえていけば、質は保たれると考える。(安里オブザーバー)

5 令和2年度京都府外国人介護人材関係事業について

・京都府外国人介護人材支援センターの概要及び取組みについて(説明:外国人センター)

●意見等

- ・外国人材だけでなく、受入れ施設の指導者も対象として研修を実施した。(岡本委員)
- ・当施設でもベトナム人を受入れている。指導担当者は、日々の外国人材への対応に苦勞している様子であった。研修に参加し、前向きに取り組むようになったと感じる。(藤田委員)
- ・外国人を対象とする研修であるため、入国時期や国によって日本語能力の差があり、研修内容の選定や進行については、苦勞されていると思うが、今後も工夫して取り組んでいただきたい。(藤田委員)
- ・当法人にも、これから外国人材の受入れを検討する法人から問い合わせがある。多くの方が、安い賃金で外国人を雇えると思っている。監理団体が「外国人材は最低賃金で雇える」と説明しているケースがあり、イメージだけが先行している。実際に、外国人材を受入れてみると、日々そんなに甘いものではないと感じている。外国人材の受入れに係る制度の説明にあたっては、事業所側もしっかりと体制を整える必要があることを伝えていく必要があるのではないかと。(藤田委員)
- ・外国人からの相談に対する繋ぎ先はどこか。(齊藤代理)
- ・コロナ禍による生活困窮に係る相談では、社協の貸付相談窓口を紹介した。また、留学生がコロナ禍により帰国できないケースや特定技能に進みたいといった相談には、その都度関係機関に連絡し、協力を得ているところ。(山崎所長)

6 令和3年度京都府外国人介護人材関係事業について(説明:事務局)

●意見等

- ・令和2年度の事業を継続すると共に定住外国人向けの取組みを予定している。(事務局)
- ・介護分野だけでなく、障害分野に係る取組みもお願いしたい。(樋口委員)
- ・センターの受託にあたっては、関係機関や受入れ事業所を訪問し、人間関係を作りながら良い事業を取り組みたいと考えていたが、コロナ禍の影響により、アンケート調査に切り替えざるを得なかった。外国人材だからといってケアの質が落ちることがないように、皆様方の御理解、京都府の支援を受けながら研修内容を充実させていきたい。(余田委

員)

- ・今年度は、京都府と京都市で別々に研修を実施してきたが、次年度は一体的にできないか。外国人材は、事業所が思っているよりも SNS 等で繋がっており、情報共有されている。良い部分の情報だけを持ち出されることによって、事業所が困ることがないように取り組んでいければよいのではないか。(岡本委員)

以上。